2. 輸送関係

（1）輸送関係業務

①新型コロナウイルス感染症について

地域の生活や経済活動を支える公共交通や物流については、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動の縮小に伴い、交通・物流事業者を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。需要減少の下、雇用の維持、事業継続は喫緊の課題となっており、日々厳しさが増しています。

バス、タクシー、トラック事業は、社会生活の安定に必要不可欠なものとして、十分な感染防止対策を講じたうえで業務の継続が求められており、経営環境はかつてないほど厳しい状況にあります。令和3年度にあっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金「公共交通応援事業」メニューの活用支援に取り組むとともに、「地域公共交通確保維持改善事業（活性化・継続事業）」を通じて、公共交通事業者が、事業活性化・継続計画等を策定して、デジタル投資、安心・安全の確保、収益の回復増加等のための新たな取組に対して重点的に支援し事業の活性化及び継続を図れるよう支援しています。

②乗合事業の取り組み

（ｉ）乗合事業の概況

令和3年3月末現在の事業者数は、74社で車両数は1,367両となっており、令和2年度の輸送実績は、走行キロ4,517万km（前年度比80.0％）、営業収入780,219万円（前年度比64.5％）でした。輸送人員は、3,466万人（前年度比81.3％）となっており、新型コロナの影響により前年度に比べいずれも大幅に減少しています。

乗合事業は、通勤・通学をはじめ地域住民の日常生活を支える身近な公共交通機関であり、地域住民の生活交通手段を確保・維持していくことは大変重要です。

利用者利便の向上と利用者の減少をくい止めるため、バス事業者は、超低床バスの充実、バス停上屋の設置、市内循環バス、快速バス、ワンコインバス、高齢者向け割引、小人50円運賃の導入など様々な施策を講じているものの、マイカーの利用や少子高齢化、人口減少の進行等により、利用者の減少に歯止めがかからず、さらに乗務員不足も相まって、事業をとりまく環境は引き続き極めて厳しい状況にあります。

新潟市内を走る路線バス

写真提供：新潟交通

こうした中、地方公共団体が路線バスの撤退や減便後、または中山間地や過疎地などの交通空白地における公共交通確保策として地域公共交通会議等で協議を経て、コミュニティバスや乗合タクシーを導入しています。既存の路線バスの有効活用も含め、路線の再編や地域の実情とニーズに即した持続可能な地域公共交通の構築が期待されています。

（ⅱ）乗合事業に関する施策

利用者の減少によりバス路線の維持が困難な路線に対しては、「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）」が設けられており、令和2年度には、3億5,875万円の補助金が交付されています。

地方公共団体をはじめ地域住民等の関係者で構成する地域公共交通会議等が中心となり、路線の見直し等による路線バスの利便性の向上、情報発信や啓蒙活動等による利用促進、交通空白地域を解消するための乗合タクシーや予約制デマンド交通の導入など、地域の実情に即した創意工夫を凝らし、地域の生活交通を確保・維持するための取り組みが進められています。

③貸切バス事業の取り組み

（ⅰ）貸切バス事業の概況

令和3年3月末の事業者数は69社で、車両数は946両となっています。

令和2年度の輸送実績は、輸送人員281万人（前年度比49.9％）、運行回数11万回（前年度比62.3％）、営業収入436,473万円（前年度比43.1％）となっており、新型コロナの影響により前年度に比べいずれも大幅に減少しています。

貸切バスは、国内旅行者のみならず、近年では訪日外国人にも利用層を広げて周遊観光の中核的な交通手段として活用されているほか、柔軟な供給力を活かしてスクールバスなど地域住民の足の確保の面でも重要な役割を担っています。また、観光やイベントの需要に応えるばかりでなく、廃止されたバス路線の代替輸送機関として行う乗合旅客輸送や災害時の緊急輸送等にも対応し、地域社会を支えています。

（ⅱ）貸切バス事業に関する施策

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は同年1月22日に「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加、国の監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足等など構造的な問題を踏まえつつ、再発防止策について検討を行いました。

同年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめ、全体で85項目に及ぶ施策によって再発の防止を進めています。

④タクシー事業の取り組み

（ｉ）タクシー事業の概況

令和3年3月末の事業者数及び車両数は、法人事業者（福祉輸送限定事業者含む）が236社2，801両（うち福祉輸送限定事業者123社199両）、個人タクシーは331者（両）となり、車両数は前年度末と比べ、法人は112両の減少、個人は13者（両）の減少となっています。

また、令和2年度の輸送実績は、輸送人員869万人（前年比55．6％）、走行キロ6，064万km（前年比61％）、営業収入947，923万円（前年比59％）となっており、新型コロナの影響により前年度に比べいずれも大幅に減少しています。

（ii）タクシー事業に関する施策

輸送実績が伸び悩むなか、観光・イベント・福祉・介護などさまざまな利用者ニーズに応えようと創意工夫ある取り組みにより需要の開拓に努めており、観光ルート別運賃の設定、乗車前に運賃とルートが確定する事前確定運賃の導入などを行っている他、飲食店とタイアップし、飲食店のテイクアウト料理を自宅まで配達する宅配サービスタクシーも運行しています。

写真提供：三越タクシー㈱

また、これからの高齢化社会の進展に対応するため、福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入にも力を入れています。

平成21年10月よりタクシーの供給過剰の早期解消や運転手の労働環境改善・サービス改善を目的とした「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（タクシー特措法）が施行されました。令和3年8月に、新潟交通圏が「特定地域」の指定を解除され、「準特定地域」に指定されたことにより、現在、県内では5地域（新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、新発田市A地区、柏崎市A地区）が「準特定地域」に指定されています。この地域の事業者は、同法に基づき適正かつ合理的な事業運営を図り、利用者ニーズに的確に対応したサービスの提供の活性化を図るための自主的な措置を講ずることが求められています。

⑤貨物自動車運送事業の取り組み

（ｉ）貨物自動車運送事業の概況

令和3年3月末の新潟県内に主たる事業所がある事業者数は705社（霊柩運送事業を除く）となっています。

トラック輸送は、トンベースで国内貨物量の9割以上を占めており、日々の暮らしや経済を支え、我が国の社会活動における重要な社会インフラとなっています。一方、荷主企業や消費者のニーズが多様化・高度化するなか、常態化する人手不足や長時間労働の是正に向けた対応に加え、働き方改革の推進や生産性向上への取り組み等、数多くの課題を抱えています。

新型コロナの影響の中、巣ごもり消費の高まりにより、インターネット通販の利用が拡大し、置き配をはじめ受け取り方も多様化するなど、社会の変化にどう反映させていくかが重要となっています。

（ⅱ）貨物自動車運送事業に関する施策

貨物自動車運送事業者は、他業種と比較して長時間労働の実態にありますが、荷主都合による手待ち時間の発生などの取引上の慣行から、トラック運送事業者のみの努力ではこれを改善することが困難な状況にあります。このため、平成27年度に、中央及び各都道府県に学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省・国土交通省）などにより構成する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が設置されました。

新潟運輸支局においても、新潟労働局、公益社団法人新潟県トラック協会と新潟県地方協議会を立ち上げ、トラック運転者の長時間労働抑制とトラック運送業の取引環境改善に向けた協議を行っています。さらに、長時間労働の抑制とその定着を図ることを目的として、平成28年度から平成29年度に実施したパイロット事業の成果と課題を踏まえ、平成30年度においては、より詳細な改善の提案を行うコンサルティング事業を実施しました。その成果として、関係者によって策定された「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及促進を図っています。

女性ドライバー専用の「姫トラ」

写真提供：新潟県トラック協会

また、運転者不足が深刻化しているトラック運送事業において、運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できることを目的として、平成30年12月に改正貨物自動車運送事業法が成立しました。改正貨物自動車運送事業法では「標準的な運賃の告示制度」が設けられ、令和2年4月には標準的な運賃の告示が行われるなど、トラック運送事業における取引の適正化を通じて、運転者の労働条件の改善及び持続可能な物流の実現の措置を講じています。

（2）自動車運送事業者の監査業務

運輸局及び運輸支局では運送事業者の適正な事業実施のために運送事業者の監査を行い、違法な事業運営や労働実態のある事業者には行政処分と改善指示を行っています。

新潟運輸支局では令和2年度に45事業場に対して監査を実施しました。令和2年度に車両停止以上の行政処分を受けた事業場は20事業場で、延べ1155日車の車両使用停止処分を行いました。

「貸切バス事業に関する施策」の中でも既述しておりますが、国土交通省に設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策として、事業者や運行管理者が遵守すべき事項の強化や法令違反の早期是正と処分の厳格化、監査の実効性の向上といった点が検討され、自動車運送事業者に対する監査に関係する基準等についても見直しが図られたところです。

その他、平成30年7月には、過労防止関連違反等に係る行政処分量定の引上げ、令和2年11月には監査及び行政処分対象として妨害運転行為の追加、令和3年5月には健康起因事故に係る行政処分の強化を行うなどの改正も行われたところです。

（3）自家用自動車による有償運送の許可・登録

自家用自動車は、使用者自らの目的のために使用するものであり、原則として、有償で運送の用に供してはならず、災害やその他緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには国土交通大臣の許可又は登録を受けることが必要となっています。

①自家用有償旅客運送

公共交通空白地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活に必要な輸送について、バスやタクシー等によっては対応できない場合に、一定の要件を満たした市町村やNPO等が登録を受けて自家用自動車を使用した有償旅客運送を行うことができます。

なお、平成27年4月1日より、国土交通省が行っていた自家用有償旅客運送の事務・権限については、新潟県に移譲されたところです。輸送の安全や利用者利益の保護を担保するため、移譲後においても新潟県に対して専門的な知見やノウハウ等を適切に継承するとともに、適切に事務・権限が遂行されるよう支援を行っています。

②自家用有償貨物運送

（ⅰ）自家用有償運送（車積載車による事故車及び故障車の排除業務）

事故車等の排除業務は公共性の強いものであり、緊急性を伴い迅速に対応する必要があることから、道路上の事故車等を最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等まで搬送するため一定の要件を満たしたものに対して許可するものです。

（ⅱ）自家用有償運送（年末及び夏期等繁忙期対策輸送）

年末及び夏期等繁忙期においては、生活関連物資の輸送需要に加えて贈答用品を中心とした輸送需要が極端に増大し、事業用貨物自動車のみではその輸送力の確保が困難となっていることから、利用者ニーズに対応した輸送力を確保するため、貨物運送事業者の輸送力の補完として一定の要件を満たしたものに対して許可するものです。

(4)自家用自動車有償貸渡事業(レンタカー事業)の許可

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ「業」として有償で貸渡をすることができません。レンタカーとは、貸渡人(レンタカー事業者)が自動車の使用者となっている自家用自動車で、借受人が不特定のものをいいます。新潟県内に主たる事業所のあるレンタカー事業者は、令和3年3月末現在423者となっています。